

徳島県告示第四百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐藤 成美	鍼灸マッサージ楽	徳島市蔵本町二丁目一ーダ イバーシテイビル六〇四	令和五年四月 一日
佐藤 直美	フレアス在宅マッサー ジ徳島	同 鮎喰町二丁目六九ー五 ぴーすT二ーA	同 五日
赤澤 隼人	オザキ整骨院	小松島市中田町字狭間七二ー 一	同 五月 一日
酒井 満	さかい接骨院	徳島市国府町桜間字銭亀三三 ー一	同